

第 5 章 健康危機管理

健康危機管理

新型コロナウイルス感染症の経験から、地域保健法第4条の規定により「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）」が改正され、今後の感染症に備え、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、改正感染症法に基づき2024年3月に策定している「感染症予防計画」等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所それぞれにおいて「健康危機対処計画」を策定することが明記された。本市では、より具体的な内容にするため、健康危機対処計画を「健康危機対処マニュアル」とし、昨年度末に策定した神戸市感染症予防計画を踏まえ、健康危機管理体制の構築・強化を目的に、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新興感染症による健康危機発生時に備えた人材育成のための研修・訓練、施設基盤・備蓄物資の確保等について定めている。

（１）新型インフルエンザ等健康危機管理対策

① 各種計画・マニュアルの整備

・神戸市感染症予防計画

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえ、次の新興感染症の発生およびまん延に備えるため、新たに、感染症予防計画を策定し、検査体制や宿泊療養体制、保健所の人員体制等を定めている。

・神戸市保健所健康危機対処マニュアル（感染症編）

平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、2025年5月に「健康危機対処マニュアル」を策定した。平時においては、人材育成のために研修・訓練、備蓄物資、検査機器の整備などを定めている。また、感染症発生時には、積極的疫学調査、接触者・発熱外来の調整といった感染状況に応じた具体的な対応を定め、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めている。

・神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が2024年7月に改定され、本市の計画も2025年度中に改定予定である。

主な改定ポイントとしては、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ、それら以外も含めた幅広い感染症危機に対応出来るように取り組んでいくことと、実施体制、情報収集・分析、ワクチン、医療などの13項目の対策項目を、各段階（準備期・初動期・対応期）ごとに定めている。

（個別のマニュアル）

- ・感染症対応マニュアル
- ・神戸市ウイルス性出血熱対応マニュアル
- ・神戸市新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- ・新型インフルエンザ対応マニュアル 等

②危機管理体制

通常の体制で対応できない健康危機事案が発生した場合には、危機管理局室と連携し市全体として危機管理に取り組む体制を整備している。

・早期対応体制の整備

夜間、休日を含めて24時間365日、健康局の保健所管理職（課長級）が持ち、迅速に対応できるような体制をとっている。

・保健所内の組織体制

緊急時の連絡体制や有事の指揮命令系統、管理責任者について計画等に定めるほか、他部局からの応援や外部人材の確保及び配置等も定めている。

・備蓄物資について

感染症対応業務（積極的疫学調査など）に必要な防護具、マスク、手袋、消毒液などを備えている。

③人材育成（研修・訓練）

感染症発生に対して速やかに対応するために、関係機関と連携して年4回の研修や訓練を実施している。

日時	名称	対象者	内容
5月23日	新型コロナを振り返る日	健康局職員	新型コロナの初動対応を振り返り、各部署ごとに当時の対応状況や、各部署との連携状況について情報共有
10月8日	感染症対応基礎研修	新任期保健師	・感染症基礎知識、ウイルス性出血熱（一・二類感染症の対応）の講義 ・積極的疫学調査の事例検討とシミュレーション ・PPE（つなぎ型）着脱訓練
11月19日	移送訓練	・保健所（本庁各課と区保健センター職員）の移送班に該当する職員 ・市消防局等の関係機関	・ウイルス性出血熱（一・二類感染症の対応）の講義 ・保健所や保健センターの役割や対応・手順等の確認 ・PPE（つなぎ型）着脱訓練、移送車両の要請、患者搬入等の実技
12月25日	初動対応訓練	保健所職員 健康局関係各課	健康危機対応マニュアルに基づき、市内発生期からのそれぞれの組織の役割分担の確認と、シミュレーション等の机上訓練

(2) 自然災害（地震・津波等）健康危機管理対策

① 各種マニュアルの整備

- ・神戸市防災組織計画

災害対策本部健康部の組織編成・班の分掌事務・防災指令に基づく職員の配備・防災指令等の伝達方法・被害状況等の報告など、組織としての動き方と情報伝達について記載している。

(個別マニュアル)

- ・神戸市地域災害救急医療マニュアル

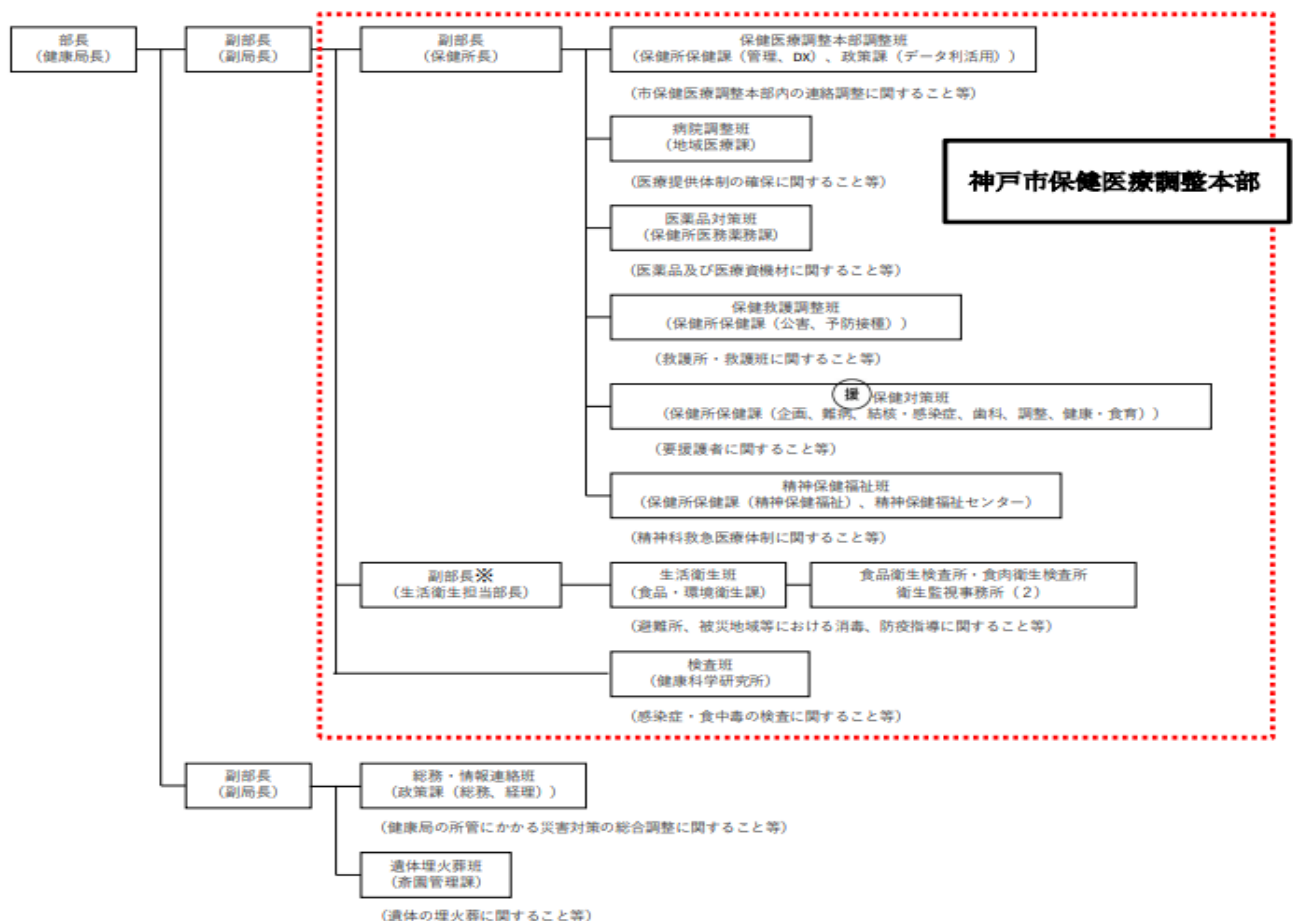
② 危機管理体制（組織体制）

- ・神戸市保健医療調整本部

市災害対策本部が設置されたときには、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析、保健医療活動チームの派遣・活動調整等を行う組織として、保健所長を本部長とする、調整本部を立ち上げる。

- ・組織図

(援): 要援護者支援チームを表す。)



- ・早期対応体制の整備

夜間、休日を含めて24時間365日、健康局の保健所管理職（課長級）が持ち、迅速に対応できるような体制をとっている。

- ・防護資材・医薬品等の整備

感染症等や自然災害等の災害に対応できるようマスクや防護服、消毒薬などの防護資材を備えている。また、市内3区役所（中央区、北区、西区）や災害対応病院（市内11病院等）に医薬品等を備蓄しているほか、各団体と災害時における医薬品等の供給について協定を締結して体制を整えている。

③ 対応の概要

- ・神戸市保健医療対策会議

神戸市保健医療調整本部のもと、市内の保健医療活動を調整するため、関係機関・団体等により構成される市保健医療対策会議を設置・運営する。保健医療調整本部調整班（保健課）からの連絡により市保健医療対策会議を開催、開催方法はリモート形式を基本とし、明らかに圏域外からの医療救助が必要な大規模災害時には、神戸市役所1号館21階（健康局）に連絡員を派遣するものとする。平時においても会議を開催し、災害医療等に関する情報共有や地域災害救急医療マニュアルの確認等を行う。

（各構成団体においては、災害時において平時の構成員が参集できないことが想定される場合、予め代理の者を指定しておくなどの措置をとること。）

④ 訓練・研修の実施

- ・机上訓練

（日時）2025年9月26日（木）9時～11時

（開催場所）健康局内

（目的）発災後24時間に市保健医療調整本部の初動対応を誰もが行うことができるように、各班で作成したアクションカードをもとに、実際に動き、検証を行った。

（参加者）健康局職員

- ・中央区役所との合同訓練

（日時）2025年2月8日（土）13時30分～15時30分

（開催場所）渚中学校

（目的）災害時、区民の最寄りの避難場所が区（灘区・中央区）を跨ぐ可能性のあるHATエリアにおいて、合同で訓練を実施することにより、エリア全体での防災意識の向上を図ると共に、テレビを活用した新たな避難情報の発信システムや、避難所受付システムを試行し、災害時への対応力を強化する。

（参加者）健康局・三師会・災害対応病院・中央区保健福祉課・中央区三師会

- ・DHEAT研修

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）として派遣先で中心的な活動ができることを目標に、国立保健医療科学院、日本公衆衛生協会、DHEAT事務局、兵庫県などが主催のDHEAT研修に定期的に参加している。